

令和3年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第1号	専決処分の承認 (令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第7号))
日程第 5	承認第2号	専決処分の承認 (令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第8号))
日程第 6	承認第3号	専決処分の承認 (令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第9号))
日程第 7	議案第8号	令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第10号)
日程第 8	議案第9号	令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 9	議案第10号	令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第10	議案第11号	令和2年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第12号	令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第13号	令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第14号	令和2年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第15号	豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定
日程第15	議案第16号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第16	議案第17号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第17	議案第18号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正

日程第18	議案第19号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第19	議案第20号	第5次豊頃町まちづくり総合計画の策定
日程第20	同意案第1号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第21	同意案第2号	豊頃町監査委員の選任
日程第22		陳情の委員会付託
日程第23		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番	石田 貢 君	2番	小笠原 茂 人 君
3番	坂口 尚 示 君	4番	岩井 明 君
5番	杉野 好 行 君	6番	大崎 英 樹 君
7番	大谷 友 則 君	8番	中村 純 也 君
9番	藤田 博 規 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口 孝 君
副町	長	菅原 裕 一 君
教 育	長	山本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長		井下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山口 浩 司 君
総 務 課 長		熊谷 雅 美 君
企 画 課 長		按田 武 君
住 民 課 長		渡辺 良 英 君
福 祉 課 長		下重 博 光 君
子 育 て 支 援 所 長		千葉 孝 二 君
産 業 課 長		岩城 光 洋 君
商 工 観 光 課 長		鏑木 政 洋 君
施 設 課 長		越谷 光 裕 君
会 計 管 理 者		須藤 裕 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		神 義 宏 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長		山 田 良 則 君
消 防 署 長		波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 直 幸 君

事 務 員 松 井 みゆき 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和3年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、令和2年11月から令和3年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、御覧をいただきたいと思っております。
以上です。
- 藤田議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 令和3年第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、令和2年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
総務費において、法改正に伴う整備のための「戸籍住民基本台帳システム改修事業」を、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備のための「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費」を、農林水産業費において、牛首別・十弗西区・礼作別・長節地区で実施する「道営農地整備事業」を、土木費において、屋内空間での感染リスクを低減するため新たな活動の場の環境整備を実施する「大型遊具製造設置工事」を、教育費において、国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用した「学校保健特別対策事業」を、また、豊頃中学校等改築工事に向け「中学校改築等工事实施設計委託業務」を、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り

越して事業を実施します。

次に、豊頃医院及び大津診療所医師の退任についてであります。

豊頃医院及び大津診療所の現院長である山本医師との診療業務委託契約期間については、令和4年3月末をもって満了する予定となっておりましたが、この度、山本医師から本年10月中をもって、退任したい旨の申し出がありました。

山本医師には、これまで約4年間に亘り豊頃医院及び大津診療所の運営はもとより、地域医療の推進にご尽力いただき心から感謝申し上げます。山本医師退任後の医療体制については、現在のところ未定であります。できるだけ早い時期に町民の皆様が安心して医療を受けられる体制を確保できるよう、関係機関に協力いただき情報収集に努めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これにて行政報告は、終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告

書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和3年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和3年3月5日。

3、調査の経過。

(1) 令和3年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和3年2月26日招集告示のあった令和3年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、3月2日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、令和3年度豊頃町議会議員研修計画（案）について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和3年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月12日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取扱いについては、令和2年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきものの1件、その他1件については議員配付にとどめるものとした。

ウ、同意案第1号（豊頃町公平委員会委員の選任）及び同意案第2号（豊頃町監査委員の選任）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月5日に開催するよう日程を調整した。

オ、本会議において、新年度予算審議が行なわれることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

(2) 議長の諮問に関する事項。

ア、令和3年度豊頃町議会議員研修計画（案）については、議長から諮問のあった内容を協議し、3月2日付で答申した。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 承認第1号

- 藤田議長 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書19ページを御覧ください。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、12月発売のプレミアム付特別商品券の追加発行に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年12月28日に令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。

令和2年度一般会計補正予算書(第7号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億843万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金334万3,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税334万3,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第2号

●藤田議長 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書21ページを御覧ください。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び除雪に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月2日に令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

令和2年度一般会計補正予算書(第8号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,705万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,549万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費において、3目保健指導費に新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券等印刷業務68万5,000円、新型コロナウイルスワクチン対応健康管理システム改修136万7,000円、計205万2,000円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料1,500万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に特別交付税1,500万円を追加するなど、計1,501万円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金204万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第3号

●藤田議長 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書23ページを御覧ください。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、2月13日発生 of 福島県沖地震により被災した姉妹都市相馬市に災害見舞金を送る予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月15日に令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第9号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。

令和2年度一般会計補正予算書(第9号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,649万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

8款消防費、2項災害対策費において、1目災害対策費に寄附金100万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税100万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第8号

●藤田議長 日程第7 議案第8号令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第8号令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,594万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,243万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

28ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費から76万1,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、30ページ、3目財産管理費から町有建物解体撤去工事173万6,000円を減額。ふるさと振興基金積立金1,457万円を追加。32ページ、教育振興基金積立金5,000万円を追加。4目町有林管理費から町有林造林事業費274万5,000円を減額。34ページ、7目企画費から産業振興事業補助金226万5,000円を減額。町交流協議会補助金220万9,000円を減額。36ページ、9目電算情報管理費から光ケーブル移設等業務700万円を減額するなど、計3,525万9,000円を追加。

2項徴税費から20万9,000円を減額。

38ページ、3項戸籍住民基本台帳費から戸籍情報及び戸籍附票システム改修業務638万円を減額。（繰越明許費）戸籍情報及び戸籍附票システム改修業務638万円を追加するなど、計41万円を減額。

4項選挙費から29万円を減額。

6項監査委員費から26万5,000円を減額。

40ページ、3項民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から豊頃町社会福祉協議会運営費補助金402万4,000円を減額、豊頃愛生協会新型コロナウイルス検査キット購入補助金130万円を追加、国民健康保険特別会計繰出金801万2,000円を減額。42ページ、3目老人福祉費から補聴器購入資金助成105万円を減額、福祉タクシー乗車券交付事業160万3,000円を減額。44ページ、5目福祉医療費から重度心身障害者医療費給付金290万円を減額するなど、46ページ、計2,156万9,000円を減額。

2項児童福祉費において、48ページ、4目児童措置費から次世代育成支援金123万円を減額するなど、計735万9,000円を減額。

50ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、3目保健指導費から巡回ドック委託料230万円を減額、52ページ、（繰越明許費）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費2,226万円を追加。54ページ、4目乳幼児等医療費から乳幼児等医療費給付費180万円を減額。5目清掃費から十勝圏複合事務組合衛生施設運営分担金121万円を減額するなど、計1,445万7,000円を追加。

2項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金475万5,000円を減額。

56ページ、5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費から畑作構造転換事業補助金773万円、緊急農地基盤整備事業補助金500万円を減額。58

ページ、4目道営事業費に（繰越明許費）道営農地整備事業負担金7,498万7,000円を追加するなど、計5,951万6,000円を追加。

2項畜産業費において、1目畜産業費から家畜疾病対策事業補助金176万5,000円を減額するなど、60ページ、計290万5,000円を減額。

3項林業費において26万9,000円を減額。

4項水産業費から秋サケ資源増大緊急支援事業630万円を減額するなど、計670万円を減額。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費から、62ページ、クーポン券発行事業補助金100万円を減額、ふるさと応援寄附金事業1,380万6,000円を追加するなど、64ページ、計748万2,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費から136万5,000円を減額。

2項道路橋梁費において、66ページ、2目除雪費に公用車修繕料330万円を追加、除排雪委託料1,500万円を追加するなど、計1,379万7,000円を追加。

68ページ、3項住宅費において、2目住宅建設費から高齢者住宅新築工事260万5,000円を減額するなど、計485万4,000円を減額。

4項河川費から、70ページ、44万円を減額。

5項施設費から、72ページ、215万9,000円を減額。

6項公共下水道費から公共下水道特別会計繰出金1,042万1,000円を減額。

8款消防費、1項消防費から402万4,000円を減額。

74ページ、2項災害対策費から防災行政無線設備デジタル化整備工事765万円を減額するなど、計858万8,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費から、76ページ、計302万円を減額。

2項小学校費から、78ページ、360万5,000円を減額。

3項中学校費において、80ページ、3目学校建設費から中学校改築等工事实施設計支援業務139万6,000円、地質調査委託業務165万円を減額するなど、計524万2,000円を減額。

4項社会教育費から、84ページ、628万7,000円を減額。

5項保健体育費において、86ページ、3目学校給食費から給食材料費130万円を減額するなど、計686万4,000円を減額。

11款公債費、1項公債費において、2目利子から長期債償還利子242万5,000円減額するなど、88ページ、計220万9,000円を減額。

次に、歳入につきましては、12ページを御覧ください。

1款町税、1項町民税に714万5,000円を追加。

3項軽自動車税から7万5,000円を減額。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税8,031万8,000円を追加。

12款分担金及び負担金、1項分担金に（繰越明許費）道営負担事業7,498万7,000円を追加。

2項負担金に4,000円を追加。

13款使用料及び手数料、1項使用料において、14ページ、6目土木使用料に住宅使用料570万円を追加するなど、計504万5,000円を追加。

2項手数料に5万5,000円を追加。

14款国庫支出金、1項国庫負担金から、16ページ、33万円を減額。

2項国庫補助金において、1目総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,878万円を追加、（繰越明許費）社会保障・税番号制度システム整備事業638万円を追加。3目衛生費国庫補助金に（繰越明許費）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,203万2,000円を追加するなど、計5,453万7,000円を追加。

15款道支出金、1項道負担金から、18ページ、37万4,000円を減額。

2項道補助金において、4目農林水産業費補助金から畑作構造転換事業773万4,000円を減額するなど、20ページ、計1,029万1,000円を減額。

3項委託金に58万5,000円を追加。

16款財産収入、1項財産運用収入に50万円を追加。

22ページ、2項財産売払収入から87万円を減額。

17款寄附金、1項寄附金にふるさと振興寄附金1,457万円を追加するなど、計1,467万円を追加。

18款繰入金、1項繰入金から財政調整基金繰入金2億円を減額。ふるさと振興基金繰入金1,250万円を追加するなど、計1億8,812万2,000円を減額。

20款諸収入、4項受託事業収入に後期高齢者歯科健診料14万9,000円を追加。

24ページ、5項雑入に30万8,000円を追加。

21款町債、1項町債において、7目消防債から防災行政無線設備デジタル化整備事業540万円を減額するなど、26ページ、計1,230万円を減額。

次に、第2条、繰越明許費の補正につきましては、5ページ、第2表繰越明許費補正を御覧ください。

表記載の2事業の変更及び4事業の追加により、翌年度に繰り越して使用できる経費を1億999万5,000円から2億1,351万7,000円に改め、定めるものであります。

次に、第3条、債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第3表債務負担行為補正を御覧ください。表記載の業務委託料及び指定管理料において、限度額を5,547万2,000円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第4条、地方債の補正につきましては、7ページ、第4表地方債補正を御覧ください。表記載のとおり、4事業に係る既定の地方債限度額7億850万円を6億9,620万円に改め、地方債限度額の総額を7億7,948万5,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 15款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20ページ、16款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

28ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 36ページをお開きください。2項徴税費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項戸籍住民基本台帳費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1目の戸籍住民基本台帳費の18節の負担金補助及び交付金の個人番号カード関連事務委任交付金でございますけれども、我が町の発行数についてお聞きいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

マイナンバーカードの発行状況ということでございますが、令和3年2月末現在になります。交付件数につきましては、621件となっております。参考までに、国の機構のほうに申請をされている件数については、800件となっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項監査委員費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1目社会福祉総務費の18節の負担金補助及び交付金でございますけれども、豊頃愛生協会新型コロナウイルス検査キット購入補助金となっております。これが130万円。どのようなタイプの検査キットか、お聞きいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

愛生協会のコロナウイルス検査キットにつきましては、簡易的なもので、PCR検査とは異なり、施設のその場で職員の感染状況が分かるような仕組みというふうに聞いています。1回当たり3,300円程度の費用がかかって、職員全員が4回分受けられるぐらいのものを購入したいということで申請がございまして、予算計上させていただきます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 PCR検査とは違うということでございますけれども、ちょっと切り込むと、どのような方法で採取されるものなのか、参考までにお聞きいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

これについては、消毒した針を用いまして、血液を採取して、それを検査キットに垂らすことによって、感染状況が線が現れるような形で確認できるというふうに聞いてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 3目の老人福祉費でお聞きをいたします。

19節の扶助費、補聴器の購入金助成であります。高齢難聴者への補聴器購入に対する助成として、3万円上限で40件分、当初予算で計上されておりますが、今回の補正で105万円の減額、15万円相当が執行されているわけですが、上限が3万円でありますので5件の執行だと思っておりますが、非常に件数が少ない。これは、申請者が少なかったのが原因なのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

この補助金につきましては、高齢者の非課税世帯及び生活保護世帯を対象としたものでございまして、予算上は5件分確保しておりますが、実際の交付は現在のところ2件にとどまっております。申請自体2件だったのと、問合せが1件程度でございました。高齢者の方にとって利用しにくい制度であるのかなという部分も考えまして、今のところ、対象者を非課税世帯に限らず、一般の高齢者に拡大する方向で検討させていただいております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 件数が非常に少ないということでありますけれども、実際に対象となる方というのは何人ぐらいおられるのか、把握されているのでしょうか。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 答弁申し上げます。

対象者につきまして、身体障害者手帳を交付されている方については、そちらのほうで交付されますので、それ以外の方ということで、実際に難聴で補聴器を必要とされる方について、詳細には把握してございません。

● 藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 この制度は、政策的な制度といたしますか、高齢者の難聴者の方々を救済するために助成金制度が設けられたわけであります。今の非課税世帯、また年金生活者が多い中、対象となる町民がいると思っておりますので、できるだけ3万円の上限にこだわらず、どうしても補聴器の場合は数万円から数十万円するような補聴器もございましたので、補助後の自己負担額が多くなれば、当然購入できないわけですから、町民が安心して生活できるような、自己負担の少ない中でこの制度が活用されることを望みますが、いま一度お考えをお伺いしたいと思っております。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、対象者を拡大する方向で、所得制限等は撤廃させていただくことについて検討してございますが、限度額についても、今後検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

● 藤田議長 ほかにありませんか。

石田議員。

● 1番石田議員 6目の福祉バス等管理費でお伺いしたいと思っております。

コミュニティバスの運行管理費、委託料が追加になってございますが、コミュニティバス運行業務は、当初、委託契約をされて業務が行われると思っておりますが、48万1,000円の追加につきましては、新たな業務が発生したものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

● 藤田議長 渡辺住民課長。

● 渡辺住民課長 答弁申し上げます。

ただいま御質問ありましたコミュニティバスの運行業務についてでございますが、当初、契約した以外に町有バス大津線の4便がございますけれども、こちらにつきましては、コミュニティバスの運行の対応となってございます。この4便については、市街地までは通常問題はないのですが、大津まで乗客がいた場合については、その都

度運行するという事になってございまして、これについては一定のタクシー料金をもって対応しているところです。

こちらが一定程度の予算額を持っていたのでございますが、今年はコロナ関連の関係があったのかと思うのですけれども、特に高校生等の下校で、多分これは大津方面への利用者がいたということと、もう一つは7月にコミュニティバスを更新してございますが、新しくなる前に古いコミュニティバスが故障いたしまして、5日間ほど代替の事業者で持っている10人乗りバスをもって運行してございます。そちらのほうについての緊急のレンタカー代ということで支出がございまして、このたびの補正となっております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 事情がいろいろあつての追加だと思いますけれども、今、補正で追加されるということは、今後このような業務が発生してくるものについての通常は補正ではなかろうかと思っておりますけれども、もう既にそういう業務が行われているということなのですね。それに対して業務費用が出てくるので、その部分についての今回補正を行うということでよろしいのですか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時55分 再開

●藤田議長 再開します。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 失礼いたしました。

この延長運行に関しては、年度当初で一定程度の予算を持ってございましたが、先ほど説明したとおりに、超過したということでございます。新年度につきましても、一定程度の予算は計上させていただいてございますけれども、随時状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。46ページ、2項児童福祉費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 3款民生費、児童福祉で、1目の保育所費、2目の子育て支援費、それから3目の学童保育所費に共通してございますけれども、それぞれの保育所の保育補助員についても減額、それから会計年度任用職員手当も減額、ページをめくりまして、子育て支援費のところの子育て支援費の保育員のところも減額、学童保育所費の学童保育所運営費のところの報酬の保育員のところも減額ということになって

ございまして、この主な減額理由をお聞きしたいわけでございます。こういった報酬が減額されている状況を見ると、保育士が充足されているのかどうか心配になるわけでございますけれども、主な減額理由をお聞きいたします。

●藤田議長 千葉子育て支援所長。

●千葉子育て支援所長 答弁申し上げます。

昨年度末に3名程度の保育士の退職がありまして、それに伴い、当初予算で保育補助員、代替さんと一般的に言うのですけれども、その方を確保すべく当初から代替職員を当たったわけなのですけれども、当初、確保がなかなか難しく、年度末に当たってようやく確保できるという状況になりまして、今現在については確保できているのですけれども、当初はなかなか確保できなかったということで、その分の予算が執行残ということで、今回減額したということになります。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 我が町の保育士については、常時募集している状況を私も知ってございますけれども、年度末になってから新しい方が充足されたような話を私は聞いております。ですけれども、現在働いている保育士についても、かなり負担がかかっている状態ではないかと。また、当然独身の保育士もいますし、そういう方が御結婚されて、また自分の子供が生まれたときに、保育所の先生の代休やサポート体制というものが、今後そういうぎりぎりの状態で保育士がいるのであれば、できるのかどうかについて心配するわけでございますけれども、御意見を聞かせていただければと思います。

●藤田議長 千葉子育て支援所長。

●千葉子育て支援所長 お答え申し上げます。

令和3年度につきましては、現在、保育士4名程度新規採用ということで進めておりますので、その分について、今現在の代替保育士と合わせて充足されるということで考えておりますので、当面は大丈夫かなということで考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

50ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費。

7番大谷議員。

● 7番大谷議員 53ページの繰越明許費に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として積み上げましたが、今一生懸命体制を整えているところだというふうに理解しますが、いつ頃接種が始まって、接種場所、その他、接種者に対する連絡はどのようになるのか。お聞かせ願います。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 答弁申し上げます。

コロナウイルスワクチンの接種体制につきましては、先ほど議員のほうからもお話しいただきましたように、鋭意努めているところでございます。ただ、国のほうからの情報が二転三転するというような事態でございまして、なかなか接種の開始時期については確定できないような状況になります。

国からの通知によりますと、4月下旬に全市町村に1箱ずつ、約1,000人分ずつ配分するという文書は来ましたが、あくまでもそれは予定であって、昨日の道議会の知事の答弁によりますと、4月中に来るのは、道内166万人ほどの高齢者がいらっしゃるのですが、そのうちの1万1,000人分ぐらいしか来ないということで、接種体制が完全に整った市町村から配分されるということになりますので、恐らく5月に入ってから始まるのではないかというふうに認識してございます。それに向けて準備は進めてございます。

また、会場につきましては、予算計上させていただいた費用をもちまして、保健センターで集団接種をするということで今検討を進めてございます。医師の確保、看護師の確保に今鋭意努めているところでございます。

以上でございます。

● 藤田議長 大谷議員。

● 7番大谷議員 対象者に対する連絡というものは、どのようになるのでしょうか。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 失礼いたしました。

対象者の通知につきましては、高齢者分につきましては、国からの指示によりまして4月23日までには完了させるようにということで言われてございますので、接種開始時期が決まりました時点で、65歳以上の方に対しての通知は行いたいというふうに考えてございます。

● 藤田議長 大谷議員。

● 7番大谷議員 その場合は、はがきで連絡するというのでしょうか。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 封書によりまして、接種のクーポン券ですとか説明の資料ですとか合わせて、同封してお送りしたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 関連して繰越明許費について伺いたいと思います。

1 2 節の委託料で体制確保委託業務の内容と、1 7 節の備品購入費の管理備品はどのようなものを購入するのか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 1 点目の体制確保委託業務につきましては、集団接種会場で医師 1 名の委託を予定してございますので、その分に充てさせていただき費用として計上させていただきます。

また、管理備品につきましては、会場内で使います椅子ですとかつい立て、机等、また接種会場にディープフリーザーという冷凍の機械を置きますので、万が一停電になった際等に電源を確保するための発電機等を予定してございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 体制確保については、医師 1 人を委託するということでありますけれども、先ほど町長の行政報告にもありましたように、本町の医師が 1 0 月をもって退任するということがあります。1 0 月以降もワクチンの予防接種が行われることとなりますけれども、この間、接種体制は町民にとっても非常に不安な材料もありますし、しっかりとした体制をもって接種体制業務を行っていただきたいというふうに思いますが、その辺の考え方についてももう一度お伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

議員からお話しいただきましたように、1 0 月で町立医院の院長が退任ということで、接種体制については、コロナウイルスワクチンの供給が遅れていることから、1 0 月を過ぎることも十分想定してございます。十勝医師会のほうにも医師の確保等については協力をお願いということをしてまいりまして、夏以降になれば、また別にある程度確保に協力していただけるのではないかというようなお話もいただいておりますので、町民の皆さんに安心して接種できる体制を継続していきたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 3 目保健指導費から、報酬のところで予防接種健康被害調査委員会委員についてでございますけれども、これはどんな方が任命されるのかお聞きいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 今4名の委員の方を委嘱してございますが、医師の方を委嘱してございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。54ページ、2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号。岩城産業課長。

●岩城産業課長 令和2年度補正予算説明書1ページをお開きください。

説明第1号、道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和2年度(繰越明許費)において、農地基盤整備のため道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたしますが、全事業地区とも継続事業地区であり、受益者負担分が17%であることを申し添えたいと思います。

では初めに、牛首別地区は、全体事業費3,000万円、事業予算額510万円、事業内容は暗渠排水14.0ヘクタールです。

次に、十弗西地区は、全体事業費1億3,000万円、事業予算額2,210万円、事業内容は区画整理54.0ヘクタールです。

次に、礼作別地区は、全体事業費1億1,750万円、事業予算額1,997万5,000円、事業内容は区画整理46.6ヘクタールです。

最後になります。長節地区ですが、全体事業費1億6,360万円、事業予算額2,781万2,000円、事業内容は区画整理61.0ヘクタールです。

なお、それぞれの事業位置につきましては、裏面以降に地区ごとにお示しのとおりですので、御参照ください。

また、事業主体は北海道であります。本事業予算につきましては、国の補正予算にて配分されたものでございますが、冬工事となり施工が困難なことから、新年度へ予算を繰り越し、事業を実施するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。58ページ、2項畜産業費。

2番小笠原議員。

● 2番小笠原議員 1目畜産業費からでございますけれども、18節の負担金補助及び交付金でございます、黒毛和種優良遺伝子普及事業補助金75万円の減額になってございます。当初予算100万円だったと思うのですけれども、執行残の主な減額理由についてお聞きいたします。

● 藤田議長 岩城産業課長。

● 岩城産業課長 私のほうから御答弁させていただきます。

御質問のありました黒毛和種優良遺伝子普及事業補助金につきましては、現在2月末での実績につきましては9件と伺ってございます。

なぜ事業が進まなかったのかという御質問にもお答えしなければならないのですが、事業を取り扱いますJAのほうでの事業PR等に遅れがございまして、本年度については、今のところ9件の実績しかないということでお聞きしてございます。

新年度以降につきましては、予算を獲得したものが全て対象となりますように事業のPRに努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

● 藤田議長 小笠原議員。

● 2番小笠原議員 例えば主な減額理由、それから何頭に対しての補助かということもお聞きしました。事業実施主体が農協ということで、これは農協だけでなく、補助事業を活用していただくために、黒毛和牛のものでございますから、いわゆる黒毛和牛の農家を主体に普及されるものだと思うのですけれども、これは当然、町内の黒毛和牛の農家にはこの事業のことについて全員ちゃんと認知していただいているのですね。

● 藤田議長 岩城産業課長。

● 岩城産業課長 答弁いたします。

黒毛和牛に関する協議会の皆さん方へのPR等も行っておりますので、新年度以降については、一定程度の事業を見込んでいるところですので、御了解いただければと思います。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 次に進みます。60ページ、3項林業費。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 4項水産業費。

1番石田議員。

● 1番石田議員 水産資源増大事業費についてお伺いしたいと思います。

昨年においても、秋サケが不漁の年となりましたことは、誠に残念なことでありま

す。そういう中で、秋サケ資源増大緊急支援事業は、第4号の補正予算で1,100万円の補正を行いました。今回630万円減額となっております。執行額が470万円と予算に対して43%の執行であります。減額された理由、内容についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 それでは、私のほうから御質問のありました秋サケ資源増大緊急支援事業補助金の減額につきまして御説明いたします。

当該補助金につきましては、サケの種苗、稚魚を生産するさけ・ます増殖事業協会の負担金の増率分です。2%が増率になっているのですが、それに対して本町で1%、浦幌町において1%を負担しているものです。この増率分につきましては、秋サケの漁獲量によって増減します。最大で1カ統1操業事業体200万円、浦幌と折半ですので11カ統分で1,100万円事業予算を取ったところですが、秋サケの不漁によりまして、漁獲量が減り、負担金が減ったということで、執行残で残った分でございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

1番石田議員。

●1番石田議員 2目の除雪費についてお伺いをしたいと思います。

26節の公課費、自動車重量税23万9,000円の減額であります。当初予算で47万9,000円、これは2台分だと思っております。減額については廃車に伴うものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

本年度、北海道の払い下げの機械を1台購入してございます。その機械の車検が残っていたものですから、それによる残となっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。68ページ、3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 80ページ、4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第3表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

● 1 番石田議員 第 3 表の債務負担行為の補正についてお伺いしたいと思います。

庁舎及びえる夢館の管理業務委託料並びに町有牧野管理運営業務指定管理料、それぞれ前年の委託料予算額よりも上回っておりますが、上回る理由について業務内容が増えたのか、それぞれの業務の単価が上がったのか、お伺いしたいと思います。

● 藤田議長 暫時休憩します。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

● 藤田議長 質疑を再開します。

熊谷総務課長。

● 熊谷総務課長 大変失礼いたしました。

この増加につきましては、人件費の単価の増加で増えております。

以上です。

● 藤田議長 岩城産業課長。

● 岩城産業課長 私のほうから町有牧野の指定管理料の増額につきまして説明させていただきます。

令和 3 年から 5 年までの 3 年間の分の指定管理につきまして、本年 12 月に今まで指定管理しております農協と協議しながら、新年度の指定管理料について打合せしたところですが、農協が町有牧場の管理に必要な人件費の増額、あるいは利用頭数の収入減、これらの理由で 1 年度当たり 950 万円に改めたところでございます。

以上です。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 次に進みます。7 ページ、第 4 表地方債補正について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

● 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第8 議案第9号令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書、93ページを御覧ください。

議案第9号令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,192万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,122万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主な内容については、歳入歳出事項別明細書104ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から普通旅費など、合わせて49万3,000円を減額。

2項運営協議会費から国保運営協議会委員、報酬及び費用弁償合わせて12万6,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費から1目被保険者療養給付費3,100万円を減額するなど、合わせて3,205万7,000円を減額。

106ページ、2項高額療養費から被保険者高額療養費600万円を減額。

4項出産育児諸費から出産育児一時金168万円を減額。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から特定健康診査等負担金160万円を減額するなど、合わせて171万2,000円を減額。

108ページ、2項保健事業費から特定健診委託料など、合わせて17万2,000円を減額。

8款諸支出金、2項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子32万8,000円を減額。

3項一般会計繰出金、1目一般会計繰出金を設け、一般会計繰出金64万8,000

0円を計上するものであります。

続きまして、歳入については100ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税に、医療給付費分現年課税分など、合わせて1,944万5,000円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫補助金に、災害臨時特例補助金24万2,000円を追加。

3款道支出金、1項道補助金から保険給付費等交付金3,576万9,000円を減額。

102ページ、5款繰入金、1項他会計繰入金において、一般会計繰入金801万2,000円を減額。

2項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金1,900万円を減額。

7款諸収入、2項雑入に、療養給付費等返納金など、合わせて117万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

100ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

104ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款保健事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 お伺いたい内容は、106 ページの中で、2 款の保険給付費、先ほどの一般会計のところでも、同じ4 款衛生費に関連するのですが、出産育児一時金が減額になっているわけです。先ほどの一般会計のところも関連するのですが、衛生費の中で全て減額になっているわけですね。特に産後のケアとか、育児一時金は当然コミットする話なのですが、これらについての実態というのは当初の計画からどのような内容なのかというところを、数字が分かればお示しいただきたいなということが1 点です。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 出産育児一時金につきましては、当初15 名分予定してございましたが、出産見込み合わせまして11 名ということで4 人分減額してございます。これにつきましては、出産された方に一律に42 万円ほど生まれたときに給付する金額でございまして、

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6 番大崎議員 何ゆえにこのような質問をするかということ、この後にもいろいろと総計の関係もするのですが、いわゆる本町の将来の人口というものについてその辺の見通しがやはり上昇しない。かといって横並びでもない。下降気味だという実態の数字が15 分の11 です。ということになると、これらについての予算を計上するだけではなくて、大きな問題をこれから解決するために、政策的に相当重要な内容でいかなければ、ただ単に予算を計上して、それで実行して、減額で終わるという問題ではないなというところの将来的な不安と見通しがはっきりとここに出てきてしまったなというところですよ。

したがって、新年度予算もこれから提案されるのですが、これらについての考え方を重要視していかなければ。まちづくりの基盤というのは、人口がベースであるわけですから、それらについての考え方も、反省を含めてというか、実態を把握した中で

どうあるべきかというところも、数字的にきちっと抑えていく必要性があると感じるわけなので、これらについての参考的な、例えば産後ケアなんてどこにケアしているのですか、委託料も。本町にはそういう産科はありません。ですから、そういうもろもろの体制をどう考えるべきかというところの感想を、担当課長、お持ちだったら説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

本当に私の町は、今出産が少ない。おおむね戸籍の調査では20名弱、そして亡くなる方が40名前後と。ですから、どうしてもプラスにならないでマイナスが20名弱になるのが現状であります。しかし、御結婚されて、私の町に住んでいただいて、子供を育てる。大変御苦労もされるのですが、以前にも報告いたしました、生まれてから小学校に上がるまで、1人大体、町としては約100万円近くの経済支援をして、子供を大切に育てております。

今後は総合計画の中で、まちづくりの中にそういったものを位置づけて、住みやすい安心して子供を育てるようなまちづくり、ただ単に子供の数が多い少ない、今、議員が御指摘するように、一つの形として住みやすいまちづくりをしなければならないというふうに思っております。私もそういう経緯がないので、あまり大きなことは言えませんが、これからは、そういった形で今後まちづくりのほうに力を入れていただけるのではないかとというふうに思っております。

今、人口は3,000人ちょっとですけれども、総合開発計画等々でも、最終的には二千何ぼで、ある程度押さえて計画をしております。これからも、今言われたとおり、いかに子供を大切に育てて、安心して暮らせるまちづくりに向かっていくかが大きな課題かなというふうに思っております。

以上であります。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

●藤田議長 日程第9 議案第10号令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書111ページを御覧ください。

議案第10号令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,753万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、介護保険事務システムの改修及び予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書122ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に介護保険事務システム改修委託料など336万5,000円を追加。

3項介護認定審査会費から35万円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に居宅介護サービス給付費700万円、地域密着型介護サービス給付費500万円を追加し、施設介護サービス給付費700万円を減額するなど、124ページ、合わせて675万円を追加。

2項介護予防サービス等諸費から20万円を減額。

3項その他諸費に審査支払手数料2万円を追加。

126ページ、4項高額介護サービス等費に高額介護サービス費110万円を追加。

6項特定入所者介護サービス等費から特定入所者介護サービス費50万円を減額。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費から介護予防・生活支援サービス事業負担金など、合わせて175万円を減額。

3項包括的支援事業・任意事業費から1目包括的支援事業費26万8,000円、2目任意事業費5万円、4目認知症総合支援事業費15万3,000円を減額するなど、合わせて47万1,000円を減額するものであります。

これらに要する財源として118ページ、歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金38万1,000円を追加。

2項国庫補助金において、1目調整交付金から介護給付費調整交付金236万円を減額し、7目事務費補助金に介護保険事務システム改修事業補助金88万円を追加するなど、合わせて148万円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金406万6,000円を減額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金から介護給付費交付金375万2,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金89万6,000円を追加。

2項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金963万8,000円を追加。

120ページ、8款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金として634万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

118ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

122ページをお開きください。

1款総務費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1項総務管理費の1目一般管理費でお伺いたします。

介護保険事務システムの改修350万円でありますけれども、これから予算が通れば、当然、委託契約を結ばれると思いますけれども、この1カ月足らずで、契約から納品まで改修業務が可能なのかどうかをお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 介護保険事務システムの改修につきましては、パッケージソフトの導入等ございまして、1カ月間の期間でおおむね完了するというふうに認識してございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。2款保険給付費。

(質疑なし)

●藤田議長 126ページ、3款地域支援事業費。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第11号

●藤田議長 日程第10 議案第11号令和2年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書131ページを御覧ください。

議案第11号令和2年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,537万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書140ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から12万3,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金93万円を追加。

3款諸支出金、2項繰入金に一般会計繰入金精算返還金19万5,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、138ページ、歳入を御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料に現年度分保険料124万3,000円を追加。

2款繰入金、1項他会計繰入金から52万4,000円を減額。

3款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金28万3,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

138ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

140 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

- 藤田議長 日程第11 議案第12号令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算

(第3号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書143ページを御覧ください。

議案第12号令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,266万円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書152ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費、1項医院費から2目医院運営費1,500万円を減額するなど、合わせて1,506万1,000円を減額。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費に除排雪委託料10万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、150ページを御覧ください。

1款財産収入、1項財産運用収入から職員住宅貸付収入20万円を減額。

2款繰入金、1項他会計繰入金に23万9,000円を追加。

4款諸収入、1項診療報酬収入から豊頃医院診療報酬1,500万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

150ページをお開きください。

1款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

152ページをお開きください。

1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 全般についてということでございますので、触れざるを得ないなどということ、あえてお聞きしたいと思っております。町立医院の場合の1,500万円の減額というのは、これは言わずもがなの話で、それだけの診療報酬というのか、収入が減ったという解釈でよろしいですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

議員お認めのとおり、診療報酬につきましては、コロナウイルスの影響もありまして、受診控えという状況もありまして、減少してございまして、この額の減額補正ということにさせていただきました。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 内容としては、そういう要素も起因するでしょう。しかし、今後のこともあるので、特に触れさせていただきますが、町長が行政報告の2番目にあったような内容であります。

本当に言いづらい話は、今後のために触れておかなければというところで、理事者の考え方もお聞きしておかなければいけないなどということは、私たちの立場もそうですが、本町の町立病院というのは、手術はできません。検査もさほど精密なことではできません。いわゆる一次医療です。それ以上の場合には、帯広を拠点とした中央診療を担当する厚生病院とか、あるいは同規模の民間の医療クリニックとか、そういうところに配慮して、我が町の町民の健康管理というのは維持されていくべきところが、非常に町民からの苦情が多過ぎる、強過ぎる。これは聞いていると思うのですが、これは言いづらい話があります。

しかし、これを今後黙認して、我々が町民の生命と健康を維持するためには、10

月で離町してしまう山本先生、尊敬はしております。しかし、体力の限界もあるでしょう。医療の行為も配慮が厳しいと思う。これを我々は二度と町民に感じさせるわけにいかないと、私は個人的にも感じております。一生懸命やっていた今までの医師の皆さんに、私は努力と敬意を表しております。しかし、これは理事者ともども、我々は全町民のそういう健康維持を守るためには、これらの診療がコロナの時代であるから減ったということもあえて受け入れたとしても、大いにこれらについての予算の中で、そういう医師並びにスタッフの処遇待遇も含めて充実した医療機関としての確立を望むところであります。そういう意味から、理事者の考え方もひとつお聞きしたいなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 医療の問題につきましては、今、大崎議員のおっしゃるとおり、山本先生は私と同じく高齢で、なかなか患者とのコミュニケーションもうまくいかないというのは聞いております。しかし、老骨に鞭を打ちながら町民の健康のために努力をされていることを私も敬意を表するものであります。

ただ、こういった田舎で医者を探す場合については、皆さん方御承知のとおり、相当なる所得補償をしなければ今の時代は来ていただけない。特に本町は隣の町にも大きな病院がありますし、帯広も近いですから、どうしてもそちらのほうに患者が向かうのも事実であります。したがって、今後は新しく首長になる方にもお願いしたいのですが、何といたっても所得補償されなければ、今は自力で採算取れるか取れないかぎりぎりであります。そういった意味では、財政支援が必要かというふうに思っております。

今後どういう形になるか分かりませんが、議員の皆さんにもそういった御理解をいただきながら、予算措置等が出た場合については、それなりの論議をしながらある程度理解を賜りたいというふうに思っております。何といたっても、この町から医療関係の機関がなくなることは、本当に町民にとっても、また特に高齢者が多い私どもの町にとりましても、非常に厳しい時代を迎えるようなこととなりますので、今後ともそういった意味では、担当者も、さらに議会の議員方も、いろいろ情報提供していただきながら、一緒になってこの厳しい医療関係を乗り越えていっていただきたいというふうにお願ひ申し上げる次第です。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●藤田議長 日程第12 議案第13号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書155ページをお開き願います。

議案第13号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億888万8,000円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。166ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から本管布設工事138万円を減額及び浦幌町簡易水道分水負担金110万円を減額するなど、総額485万7,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、長期債償還利子15万9,000円を追加するものであります。

次に、164ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、一般会計繰入金から475万5,000円を減額。

5款町債から大豊簡易水道整備事業40万円を減額。

6款諸収入に国税還付金45万7,000円を増額補正するものであります。

次に、第2条、債務負担行為の補正は158ページ、第2表債務負担行為の補正を説明させていただきます。

事項、簡易水道維持管理業務委託料。期間、令和3年度から令和5年度まで。限度

額2,103万3,000円を追加するものであります。

次に、第3条、地方債の補正は159ページ、第3表地方債補正により説明いたします。

簡易水道整備事業の限度額を4,960万円に、過疎対策事業の限度額を4,960万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を1億250万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

164ページをお開きください。

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

166ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、158ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 簡易水道維持管理業務委託料、前回、3年前と比較しまして300万円ほど増額されておりますが、上回る理由についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御説明いたします。

人件費の増によるものと維持管理に使用しますライトバンの費用及び今まで1人体制で維持管理を委託していたところを2名体制でやりながら交代でやっていくというような形で行うものによる増となっております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、159ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第13 議案第14号令和2年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書171ページをお開き願います。

議案第14号令和2年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ996万6,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億781万9,000円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。180ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から消費税581万2,000円を減額するなど、総額584万6,000円を減額。

2項施設管理費から公共柵設置工事330万円を減額するなど、総額412万円を減額するものであります。

次に、178ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金から一般会計繰入金1,042万1,000円を減額。

6款諸収入に国税還付金45万5,000円を増額補正するものであります。

次に、第2条、債務負担行為の補正は、174ページ、第2表債務負担行為の補正により説明いたします。

事項、処理場維持管理委託料。期間、令和3年度から令和5年度まで。限度額7,887万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

178ページをお開きください。

4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

180ページをお開きください。

1款総務費。

1番石田議員。

●1番石田議員 2項の施設管理費、下水道施設管理費についてお伺いしたいと思います。

工事費で公共柵設置工事 330 万円の減額であります。毎年度数件公共柵設置が行われている状況の中、本年度、当初予算 330 万円、全額減額ということは、該当する工事がなかったのでしょうか。確認をしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、今年度、新たに公共柵を設置しなければならない場所がなかったことにより、全額減額しているような状況でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。174 ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

●藤田議長 日程第14 議案第15号豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書1 ページを御覧ください。

議案第15号豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、令和2年の公職選挙法の改正に基づき、豊頃町議会議員及び豊頃町長選挙の候補者の選挙運動の公費負担について定めるものであります。

条例制定の主な内容について説明いたします。

第1条については本条例の趣旨を、第2条については選挙運動用自動車の使用の公費負担の上限額及び公費負担の条件を、第3条については選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出を、第4条については選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続を、第5条については契約の指定を、第6条については選挙運動用ビラの作成の公費負担の上限額及び公費負担の条件を、第7条については選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を、第8条については選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続を、第9条については選挙運動用ポスターの作成の公費負担の上限額及び公費負担の条件を、第10条については選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を、第11条については選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続を、第12条については豊頃町選挙管理委員会への委任を規定するものであります。

なお、附則として、第1項に施行期日を、第2項に適用区分を定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 参考的にお聞きします。

今説明あったように、この法令が制定されますと、今年度直近からこういうものについては該当するわけです。ただし、ここに上がっているポスターの1枚単価などというのは豊頃町独自で上げた単価ですか、それとも何らかの全国的なものの右倣えなのですか。単価的にこのようなものでできるのですか。これを公費で予算化してくれるということはあるかもしれませんが、今の世の中にちょっとそぐわない単価ではないかなと直感的に感じました。その辺についても参考的な資料というか考え方というか、そういうものがあれば説明いただけますか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

選挙用ポスターの作成の単価につきましては、これは本町独自のものです。1枚当たり2,647円になるのですけれども、最大50枚ということで、掛けますと大体13万円、14万円になります。今までの町議会議員、町長選挙のポスターの収支報告書を見ますと、これで十分賄える金額になっていると思います。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 これは選管でそれらについての過去の査定というか生産的な単価を上げたということですね。しかし、現実、例えば希望者が今後選挙に立候補する方々が少なくても、今、国が言われているように、組織そのものの期待というのは、今回のオリンピックではありませんが、女性が少なくても40%、いろいろな社会情勢からそういうようなことになってくると、いわゆる負担がかかります。自由にそれらについての立候補される方というのは、なかなか厳しいなという世の中のこういう風潮からいって、何を言わんとしているかということ、本町には印刷会社がありません。お願いするとしたら他町か帯広市にお願いしなければなりません。少なくてもそれらについては、ポスターのみならずリーフレットにしても、あるいは行政の印刷物もしかりだと思います。それらについての考慮、配慮、あるいは今後の組織の中で女性を優位にする、あるいは男女の参画を標榜している世の中にもっていくには、それらのことも検討の余地はあったのか、されていたのかというところを将来的に見据えていかなければならないという意味から主張をしたいという考えなのですね。

ですから、そういう議論をされて、これらの単価を出されたのかなというふうに感じ取っているものですから、もう少しこれらについての条例をきちっと精査するためには、そういう全体的な社会の動向や推移や将来というものを考えた上でのものかというところの納得、説得できる内容の説明があればお願いしたい。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきますけれども、これは選管でそれぞれ計算をしたのですが、実際皆さん方、私を含めて、そういうような報告をして印刷代は幾らですと、それを割返すとこの単価になるから選管ではこの単価で十分できる。まして50枚ぐらいでしたら、本当に経費をかけないのなら手書きでも十分間に合うかなと。

先ほどの男女は関係なく、皆さん方の経費がかかるという形で後援をされる方が報告書で1枚当たり3,000円なら3,000円かかるというふうになれば、3,000円の単価を見たと思うのですが、根拠あって割返していますから、これで皆さん方は間に合うということで候補者は今までの報告をしている関係上、むやみに上げるわけにもいきませんし、ただ、今回は今言ったとおり、誰でもが出やすいような経費のかからないような形になる。一部は公費負担をされるということですから、これからまた出られる方については非常に財政的支援も軽くなるというか無理をしなくてもいいような形になると思います。

したがって、いずれ改正される可能性もあろうかと思っておりますけれども、現段階では、皆さん方の経費の平均を取りますとこういう形になったということで御理解し

ていただきたいというふうに思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●藤田議長 日程第15 議案第16号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書7ページを御覧ください。

議案第16号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、特例として防疫等作業手当が措置されるよう、人事院規則が改正されたことに伴い、本町においても作業に従事した職員に特殊勤務手当の特例として感染症防疫作業手当を支給するため、所要の改正を行いたく、提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。

附則第7項は感染症防疫作業手当の支給要件を、附則第8項は感染症防疫作業手当の額を、作業に従事した日1日につき3,000円、患者若しくはその疑いのある者の体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業には4,000円と定め、公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第16 議案第17号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第17号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書9ページ及び議案説明書1ページ、説明第1号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、平成30年度の税制改正におきまして、令和3年1月1日から給与所得控除額等個人所得課税が改正されたことに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたこと及び地方税法の一部改正する法律平成29年法律第2号により、国民健康保険税の課税目的が改正され平成30年4月に施行されており、国民健康保険制度は都道府県が再生運営の責任主体となっていることから、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。第2条第1項の改正につきましては、課税額に関するものであり、旧制度では、市町村が保険給付、各種拠出金の納付、保険事業の実施などに要する費用に充てる見込額から各種公費の収入の見込額を差し引いた額を市町村が徴収する基礎課税総額、後期高齢者支援金等課税総額、介護納付金課税総額とされ、新制度では、北海道から市町村に賦課される納付金、基礎拠出金、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険税を徴収する旨、課税額の定義の変更を行う規定の改正を行うものであります。

次に、第23条の改正は、軽減判定基準に関するものであります。

低所得者世帯の軽減措置に用いる軽減判定所得の算定において、現行と同様な措置となるよう、基礎控除額と相当分の基準額を現行の「33万円」から「44万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える規定の改正を行うものであります。

附則第2の改正は、公的年金等に係る15万円の特別控除後の65歳以上の者に係る軽減判定所得基準について、収入金額「110万円」とあるものを「125万円」となるよう読み換える規定の改正を行うものであります。適用期日につきましては、令和3年1月1日でございます。

なお、附則として、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年2月16日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問をし、同日改正案のとおり実施するよう答申されておりますことを御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●藤田議長 日程第17 議案第18号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書13ページを御覧ください。

議案第18号豊頃町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

このたびの改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定しております同条例附則第3項中、新型コロナウイルスの定義について記載を改める必要が生じたことによるものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

議案説明書7ページ、説明第2号を御覧ください。

附則第3項中、新型コロナウイルス感染症についての定義であります「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の後ろに「（病原体がデータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を加えるものでございます。

なお、附則として、施行期日を公布の日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●藤田議長 日程第18 議案第19号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議

題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書15ページを御覧ください。

議案第19号豊頃町介護保険条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

介護保険制度では、制度を円滑に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行うこととなっており、今年度、令和3年度から令和5年度までの新たな第8期介護保険事業計画を策定したことに伴い、計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料率の改正が必要になったことから、主要の改正を行うものであります。

65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の介護保険料率の改正については、今後3年間で必要となる介護保険サービス給付費や被保険者数の見込みを基に算定したところでございますが、保険料の上昇について極力抑えることを目的に一部介護保険給付費準備基金を取り崩すこととし、基準月額を第7期中の「4,845円」から30円減の「4,815円」とすることができました。

なお、第8期介護保険事業計画につきましては、本町介護保険運営協議会に諮問し、適正である旨の答申を得ておりますので申し添えます。

それでは、改正内容については、議案説明書9ページ、説明第3号を御覧ください。

第2条、各号列記以外の部分に定める保険料率の期間であります、「平成30年度から令和2年度までの」を「令和3年度から令和5年度までの」に改め、当項の第1号から第9号に定めております各段階ごとの介護保険料の額について、説明書左側の現行保険料を段階ごとにそれぞれ右側の保険料のとおり改めるものであります。

なお、附則といたしまして、第1条に施行期日を、第2条に適用区分をそれぞれ規定してまいります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第19 議案第20号第5次豊頃町まちづくり総合計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第20号第5次豊頃町まちづくり総合計画の策定について御説明申し上げます。

本案につきましては、現行の第4次豊頃町まちづくり総合計画が令和2年度をもって計画期間を満了することに伴い、令和12年度を目標年次とする10か年計画として第5次豊頃町まちづくり総合計画の基本構想及び基本計画を策定するものであり、豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、策定の経過について御説明いたします。

計画の策定に当たりましては、令和元年7月に庁舎内に計画策定委員会をはじめ、準備会、専門部会を設置し、素案の策定業務を進めてまいりました。素案の策定に当たりましては、事前の作業として第4次計画における行政評価及び町民アンケートにより外部評価を実施しております。また、まちづくり懇談会として産業団体、福祉団体、地域づくり協議会代表者等との懇談や意見の聞き取りを行い、その結果を踏まえて進めてまいりました。

昨年、令和2年11月26日には20名の委員で構成するふれ愛タウン推進会議に計画素案を諮問させていただき、新型コロナウイルス感染症対策下ではありましたが、パブリックコメントの実施及び二度にわたる書面会議による審議を経て、2月9日に当推進協議会から町長へ答申をいただきました。また、1月下旬には、議会、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の計画内容に関する所管事務調査が行われ、2月2日に御意見をいただいております。

以上の経過であります。内容につきましては、担当課長から説明申し上げますの

で、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 按田企画課長。

●按田企画課長 それでは、計画の内容について御説明申し上げます。

お手元に配付の第5次豊頃町まちづくり総合計画 基本構想・基本計画を御参照願います。

3ページ、計画の構成と期間は、総論、基本構想、基本計画、実施計画の4編で構成し、基本構想は令和3年度から令和12年度までの10年間、基本計画は前期計画を令和7年度までの5か年、後期計画を令和12年度までの5か年それぞれとし、前期計画終了後見直しを行います。また、実施計画につきましては、前期5か年の計画とし、毎年ローリング方式で計画の調整を図ります。

計画の性格と役割につきましては、4ページ上段にありますとおり、まちづくりの最上位計画であり、町民と行政などがともに行動するための指針となるものであります。

また、計画の管理は、毎年度ふれ愛タウン推進会議を開催し、進捗状況等の管理を行います。予測を超える社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図るなど、弾力的に対応することとしております。

さらに、平成27年度の国連サミットにおいて採択されたSDGs、持続可能な開発目標が採択されたことを踏まえて、本計画の推進にあっても、このSDGsの理念を踏まえながら各種施策のほうを展開してまいります。

6ページから16ページまでは、本町の現状と課題であります。

18ページからは、基本構想であり、前計画で踏襲した「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」を計画のテーマといたしまして、快適で魅力あるまちづくり、豊かな資源を生かしたまちづくり、躍動感あふれる人づくり、健康で心ふれあうまちづくり、みんなが力を合わせるまちづくりの5点を分野目標としてございます。

21ページを御覧ください。目標人口の設定でございます。

本町の人口は、これまでの出産や子育て、教育、移住・定住に関する支援施策を推進してきたことにより減少率が鈍化しており、本計画では、豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで示している令和12年の目標値を2,576人に設定し、別に定める豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体に人口減少抑制施策を進めてまいります。

26ページから基本計画になります。

基本計画につきましては、五つの分野目標ごとに章、節を設け、さらに小項目ごとに現状と課題、基本方針及び主要施策について明記いたしました。また、施策評価に用いる成果指標を設け、施策の目標値を設定しております。

第1章においては、土地利用の適正化を図るため、土地利用計画を策定することとしており、ゾーニングを行い、市街地の空洞化や未利用町有地の有効活用など、活性化対策を図ってまいります。

全町的には、道路交通網や情報通信基盤の整備、公共交通体系の充実、河川・海岸・治山を含めた防災・緊急体制の整備、住宅・水道・下水道の充実、ごみなどの環境衛生の充実、地域環境対策及び定住・移住促進対策などを推進し、快適で魅力あるまちづくりを目指してまいります。

68ページ、第2章におきましては、農業・漁業・林業などの第一次産業の振興と商業振興、観光振興を図り、豊かな資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

続きまして、92ページになります。

第3章においては、充実感と生きがいのある人生を送るため、報徳のおしえを基盤とした生涯学習の推進、義務教育の充実と社会教育の振興、さらに文化・スポーツを振興するとともに、地域間交流、国際交流を図り、未来に向けた躍動感あふれる人づくりを目指してまいります。

106ページを御覧ください。

第4章においては、子育て支援、保健、医療、地域福祉の充実と少子高齢化への対応、各福祉施策と社会保障の充実を図り、健康で心触れ合うまちづくりを進めてまいります。

124ページをお開きください。

第5章において、町民参加によるまちづくりを図るための協働のまちづくりの推進、広報・広聴活動の充実、更には財政運営の健全化と広域行政を推進しながら、みんなが力を合わせるまちづくりを進めてまいります。

以上、今回策定いたしましたまちづくり総合計画の主な内容となっております。このほか、参考資料といたしまして、令和7年度までの前期計画の実施計画を添付させていただいてございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 本議会に提案される以前に、御存じのように二つの常任委員会でいろいろと意見を出してくれということで、議会全体で非常に研究し、そして、それらについての希望要件等は既にまとまって、こういうふうにできたのだというふう理解しています。

立派に「やさしさと躍動のふれ愛タウン とよころ」なのです。現在、町民に回覧

している、今は横文字を非常に格好よく使っているのかもしれませんが、パブリックコメントという文言で出されています。その文書の中にこういう表現を使っていますが、これは何を表現しているのかというところを説明できればお願いします。

その回覧の文書の中に、2回ほど同じ文言を使っています。消滅可能性の都市、本町のですよ。この標榜は飛躍します。町民はこれを読んで何を感じるかと、私は非常に不安を感じました。豊頃町の町民に意見を書いてくださいという中に、消滅可能性の都市になるのだという、まともに取ったら、この立派なこれからの総計で我々が希望と夢を持っていこうというときに、使う文言ではないのではないのかなど。なぜここからこういう文言が出たのだらうということ私を疑問に持ちました。

もし事情があって、そういう経緯なのだよということであれば、説明いただけますか。それを3月26日までに出すのですよ、パブリックコメントは。2月26日から3月25日までですか。その説明をしてもらえますか。

●藤田議長 按田企画課長。

●按田企画課長 今の議員の御指摘のありましたパブリックコメントにつきましては、この総合計画とは別に定めます、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関するパブリックコメントのほうの意見を今募集させていただいております。各町内会、行政区のほうに回覧させていただいている文書の中に、そういった形で書かれていたのかなというふうに私のほうも記憶をしております。

実は、その中の人口ビジョンというものにつきましては、当初、社人研というか、そういった人口の推計を取る機関がございまして、その中で使われていた文言が議員御指摘のあったとおりの消滅可能都市というような書き方になっておりまして、それを使いながら、そこまでは行かないのだというような形で、中の人口ビジョンのほうは考えさせていただいているような形になってございます。

文言の使い方が捉え方によっては非常に悲しいような感じになるというところは、今御指摘があった中で反省しておりますので、ひとつそういったことなのでよろしく願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今、企画課長から、そういう国のまち・ひと・しごとというのを引用しているのですよ。これはいいと思います。一体感があって目標がきちっと出るからいいのです。

私は、今ここで議員の皆さん、あるいは傍聴者もいらっしゃいます。分かりますが、このことを町民に説明するわけにいかないですね。もう出てしまったのですから。ですから私は、これは出てしまったやつを消しゴムで消して今のような説明をして歩けという意味ではありません。その辺を慎重に、これから10年の前期と後期と

分けて5年、5年で見直しをして、ローリングをしていきたいと思いますという実態をそこに当てはめていくのであれば、この文言の使い方は、いかなる国が立派であっても、我々独自の豊頃町の特性を生かした意識でもってそれらについての精査と文言の使用をしていかないと、将来待っているものが、この文言で私は落胆する人が、何だそれではというようなことになりはしないかということ非常に危惧しました。

ですから、今後については、それらについても十分に神経というか気配りをし、誤解のないように、説明しなければ分からないようなまちづくりの文言では駄目だなというふうに、私は誤認しかねると思います。決してこれを批判してどうのこうのではありません。我々一体感を持って、第5次の標題にあるようなものに夢を持って希望を持って将来を明るくしていこうというための一つの捉え方だというふうに受け止めていただいて、今後我々も努力をし、一体感を持ってまちづくりに臨みましょうというところの私的な感想もありますが、そういう意味合いを捉えていただければどうかなと思います。

最後に、宮口町長から一言。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、文言でちょっと問題になりましたけれども、現実的には過去に町村合併という言葉がございまして、全国に町村合併がはやりまして、そのときも人口が減ってきて消滅する町村が出てきますよと。そういう言葉から一部町村合併も頓挫しまして、できるかできないか。特に北海道十勝についてはほとんどが、1か所がありましたけれども、その後どういう形になったかという、道州制が入りましたけれども、これは北海道が何としても道州制反対で潰れました。今、行政としては広域が進んでおります。いずれはいろいろな形で広域になる。

ただ、私の町では将来に夢や希望を持って頑張る。言葉では本当にきれいな言葉なんですけれども、現実的に個々、皆さん方が厳しい立場にありながら行政と一体となるべきだというふうに思っております。しかし、そういったマイナス的な言葉は好ましくないかもしれませんが、ある程度事務担当者としては、それを心に持ちながら将来にわたってそういった明るい町をつくらなければならないというふうに思っております。

これからも、私の町は最終的には人口3,000人を切るようになるかもしれませんが、私がいつも小さな町だからできること、また、小さな町だからしなければならないこと、もろもろあると思います。今後また次の方に夢を託しながら、議会にも御協力いただければというふうに思っております。

今そういったパブリックコメント、皆さんからの御意見を十分反映させながらしっかりと直していくものは直し、また言葉使い等々についてもできるだけお年寄りが多

いですから、優しい言葉である程度理解をしていくべきだというふうに考えております。

今後ともよろしく、またお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●藤田議長 日程第20 同意案第1号豊頃町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を豊頃町公平委員会委員に選任いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所は豊頃町茂岩末広町1番地、氏名は高田芳行氏であります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号

●藤田議長 日程第21 同意案第2号豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町監査委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を豊頃町監査委員に選任いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所は豊頃町茂岩本町39番地、氏名は山口浩司氏であります。

よろしく御審議くださるよう、お願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第22 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 陳情文書表。

受理番号1。

受理年月日、令和3年2月10日。

件名、核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書提出に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町統内1633番地、原水爆禁止豊頃協議会代表、間所恒克。

付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することとします。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第23 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、明日、3月6日から同月8日までの3日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、明日、3月6日から同月8日までの3日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員